

令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業

(設計施工一括発注方式)

事業者選定基準

令和8年6月

富士宮市

【目 次】

| | | |
|----|------------------------|---|
| 第1 | 総則 | |
| 1 | 事業者選定基準の位置付け | 1 |
| 2 | 審査方法の概要 | 1 |
| 第2 | 選定方法・体制 | |
| 1 | 選定方法 | 1 |
| 2 | 選定体制 | 1 |
| 3 | 選定手順 | 1 |
| 第3 | 審査の項目・基準・配点 | |
| 1 | 資格審査 | 2 |
| 2 | 提案審査 | 2 |
| | 【表1 評価項目及び配点等】 | |
| | (ア) 事業実施に関する評価 (合計35点) | 3 |
| | (イ) 整備内容に関する評価 (合計60点) | 4 |
| | (ウ) その他に関する評価 (合計5点) | 5 |
| 第4 | その他 | 7 |

令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業（設計施工一括発注方式）
事業者選定基準

第1 総則

1 事業者選定基準の位置付け

本書は、富士宮市（以下「市」という。）が実施する令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業（以下「本事業」という。）の募集及び選定に当たり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、選定基準等を示すもので、本事業への応募を検討している事業者を対象に配布する「令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「令和8年度富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）と一体のものである。

2 審査方法の概要

本事業は、設計・施工一括発注方式によるものとし、民間事業者の技術、ノウハウ、創意工夫等を最大限活用して導入することを目的とする。事業者の選定は、競争性の確保及び事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

第2 選定方法・体制

1 選定方法

事業者から提出された提案書等については、本選定基準に基づき、事業者の実施体制、市内業者の活用、事業見込価格等を総合的に評価し、総合評価点が最も高い事業者を選定事業者として決定するものとする。

2 選定体制

市は、提案内容の審査に関して、「富士宮市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設ける。選定委員会は、応募者の提案内容の評価並びに優秀提案者及び次点提案者を選定し、市に報告する。市は、この報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

3 選定手順

本選定は2段階に分けて実施し、提案価格書及び事業提案書に先立って、応募者の参加資格を書類により審査する「資格審査」及び資格審査を通過した応募者の提案内容等を審査する「提案審査」により行う。

なお、資格審査の結果は、提案審査の評価には影響を与えない。

| | |
|------|-------------------|
| 資格審査 | 資格要件の確認（書類審査） |
| 提案審査 | 提案価格の確認、基礎審査、加点審査 |

第3 審査の項目・基準・配点

1 資格審査

書類審査により、参加資格要件の確認を行い、本事業への参加の可否を確認する。実施要領に定める参加資格要件を審査し、1つでも要件を満たさない応募者は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認、追加資料の提出等を求める場合がある。

2 提案審査

応募者から提出された提案価格書及び事業提案書の内容を審査する。審査に当たっては、選定委員会における応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ヒアリングにおける確認内容は、事業提案書における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

(1) 提案価格の確認

応募者が提案価格書に記載した提案価格が、市の設定する提案上限額（実施要領による。）を超えていないことを確認する。

提案価格が提案上限額を超えている場合は、その応募者は失格とする。

(2) 基礎審査

応募者から提出された提案価格書及び事業提案書について、要求水準を達成しているかを、様式集による事業提案書への記載事項等に基づき確認する。提案内容は、市が要求する要求水準に対して、事業実施時にその要求水準を満たすことを誓約すること。また、要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記載することが必要となる。事業提案書に記載されている内容が要求水準を充足する妥当な方法及び内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

(3) 加点審査

基礎審査を通過した応募者の提案内容について審査し、次に示す基準に従い定量化し、内容点とする。

ア 提案内容の評価

配点は100点とし、次の【表1 審査項目及び配点等】に示す審査項目、評価の視点及び配点に従い、応募者の提案内容について評価し得点化する。

【表1 評価項目及び配点等】

(ア) 事業実施に関する評価 (合計35点)

| 評価項目 | 配点 | 評価の視点 |
|----------------------|-----|---|
| 事業実施基本方針、事業実施体制 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に当たり、本事業の目的や背景を十分に理解した基本方針となっているか。 ・事業実施体制並びに代表事業者、構成員及びその他事業者の役割分担・役割認識は、発注者の意図を十分踏まえているか。 ・適切なバックアップ体制が取られており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。 ・その他基本方針及び事業実施体制について優れた提案がなされているか。 |
| 設計及び施工のスケジュール等の実現可能性 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的に設計・施工・工事監理が遂行されるような実施体制が構築されており、役割分担が明示されているか。 ・事業スケジュールと十分に整合した実施体制が構築されているか。 ・設計・施工、各種調整、検査等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっており、その上でスケジュールどおりに事業を遂行するための具体的な工程が想定され、実効的な工夫がなされているか。 ・その他事業スケジュールについて優れた提案がなされているか。 |
| 市内事業者の活用 | 2.5 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施において、市内事業者の活用が積極的に取り組まれているか。 |

(イ) 整備内容に関する評価 (合計60点)

| 評価項目 | 配点 | 評価の視点 |
|------------------|----|---|
| 空調設備等の性能・機能 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の性能・機能の特徴に優れた提案があるか。 ・快適な室内環境を確保するための方策の工夫がなされているか。 ・リモコン等の操作を容易にする工夫がなされているか。 ・故障時の影響範囲が小さくなるような工夫及び配慮があるか。 ・その他空調設備等の性能・機能で優れた提案がなされているか。 |
| 学校現場の特性に配慮した整備計画 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・室内機の設置台数、設置場所、設置方法など、学校教育、部活動・大会、学校開放等への影響に配慮がなされているか。 ・室外機の設置位置は、敷地内の有効スペースの確保や景観に配慮された考え方となっており、現場調整についても、事業を円滑に進めるための姿勢が示されているか。 ・室外機、配管等の設置に当たっては、設置位置、周辺の利用状況及び近隣住民への影響を勘案し、必要な安全・防球・防音・防振・排熱・臭気対策等に配慮がなされているか。 ・その他学校現場の特性に配慮した優れた提案がなされているか。 |
| 維持管理に関する配慮 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校側の負担軽減を図るための維持管理に関する提案があるか。 ・ライフサイクルコスト削減のための工夫の提案があるか。 ・市及び学校によるメンテナンスが効果的かつ効率的に実施できるような配慮や工夫がなされているか。 ・故障等の緊急時に迅速に対応するための対応方針・対応策の提案があるか。 ・その他維持管理に関する優れた提案がなされているか。 |

| | | |
|--------------------------------------|-----------|---|
| <p>学校現場の特性を踏まえた施工時の安全対策と学校運営への配慮</p> | <p>15</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・施工時の児童生徒、教職員等への安全性確保のための方策の提案があるか。 ・施工時における騒音・振動等の学校運営への影響に対する配慮への提案があるか。 ・作業日や作業時間、また、施工時に必要な停電、断水等の学校運営への影響に対する配慮が示されているか。 ・地域周辺への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に対する配慮が示されているか。また、苦情等があった場合の適切な対応について示されているか。 ・その他学校現場の特性に配慮した優れた提案がなされているか。 |
| <p>災害時の避難所としての特徴 (対象：GHP設置校)</p> | <p>10</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・操作性、維持管理及び更新性が高く、災害時には可能な限り迅速に使用ができ、快適な室内環境を確保できるなど、避難所として活用できる設備を採用しているか。 ・常用・非常用の切替えの仕組みについて、避難所現場の負担軽減に配慮し、操作等が容易なものとなるような工夫があるか。 ・自立型GHPで発電した電力について、避難所で最大限有効活用できるような提案がなされているか。また、一方で負荷の超過による非常用発電設備の停止を防ぐ仕組みとなっているか。 ・LPガスを活用して炊き出し等に活用できるようにするなど、避難所であることへの特性に配慮し、柔軟に対応できるような工夫があるか。 ・その他災害時の避難所としての機能強化で優れた提案がなされているか。 |

(ウ) その他に関する評価 (合計5点)

| 評価項目 | 配点 | 評価の視点 |
|------|----|---|
| 追加提案 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記評価項目にない事項について、優れた提案があるか。 |

イ 提案価格の定量化方法

応募者が提示する提案価格を、次の算式により「価格点」として算出する。

最も低い提案価格を提示した応募者の価格点を100点満点として、その他の応募者の価格点は、提案のうち最も低い提案価格からの割合に基づき算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{提案のうち最も低い提案価格}}{\text{当該応募者の提案価格}} \times 100 \text{点}$$

※ ただし、有効桁数は小数点第1位とし、算出された価格点の小数点第2位を四捨五入する。

(4) 最低基準点

選定委員会における内容点の合計（委員数×100点）が60パーセントに満たない場合は、原則として選定事業としない。

(5) 最優秀提案者及び次点提案者の選出

選定委員会は、事業提案書に記載された提案内容に基づいて算出した審査の内容点及び提案価格に基づいて算出した価格点の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出し、各選定委員の総合評価点の合計により順位付けを行う。

総合評価点の算出は、以下の計算式により行う。

$$\begin{array}{rcccl} \text{総合評価点} & = & \text{【内容点】} & + & \text{【価格点】} \\ \text{(満点200点)} & & \text{(満点100点)} & & \text{(満点100点)} \end{array}$$

選定委員会は、順位付けを行った結果に基づき、最優秀提案者及び次点提案者を決定し、市に報告する。なお、最も高い総合評価点の者が2者以上ある時は、価格点の高いものを最優秀提案者とし、価格点と同点である場合には、くじ引きにより最優秀提案者を選出する。

(6) 優先交渉権者及び次点の決定

市は選定委員会の報告を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者、次点提案者を次点者として決定する。

第4 その他

選定審査会の実施及び開催に関して必要な事務処理については、以下のとおりとする。

- 1 選定委員会事務局（以下「事務局」という。）は、富士宮市教育委員会教育部教育総務課に設置する。
- 2 事務局は、提案書等を評価及び選定する必要が生じたときは、委員長に選定委員会の開催を要請する。
- 3 委員長は、各選定委員に選定委員会への出席を要請し、選定委員は、当該要請に応じて選定委員会に出席する。
- 4 選定委員会は、選定委員の過半の出席をもって成立するものとする。
- 5 委員長は、選定委員会の議事進行を行う。
- 6 委員長は、やむを得ない事情で選定委員会に出席できないときは、副委員長に委員長の任を委任することができる。
- 7 事務局は、応募者の構成及び資格、基本的事項その他提案事項に関して、事前に応募者ごとの取りまとめを行い、選定委員会に報告する。
- 8 選定委員会は、出席した選定委員の過半の同意により、基礎審査、内容点及び価格点の評価を確定し、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。
- 9 その他選定委員会の運営等に当たって必要な事項は、委員長が選定委員に諮って決定する。